



令和3年度 国立諫早青少年自然の家 教育事業

自然体験活動指導者 (NEAL リーダー) 養成事業

その自然での活動を

自然体験活動に

ヒントは

12月26日(日)~28日(火) 2泊3日

諫早自然の家にある

- 1. 対象 満18歳以上の者 20名
- 2. 募集期限 令和3年11月28日(日)まで
- 3. 送迎 諫早駅から送迎バスあり
- 4. 前泊 ご希望される方は、「申込フォーム」にご入力ください。
- 5. 研修内容 詳細は裏面をご覧ください

NEAL
ホームページ



NEALホームページ
全国体験活動指導者協会
自然の家自然体験活動部会

自然の家
ホームページ



自然の家ホームページ
【延期実施】NEALリーダー研修

申込フォーム



申し込みフォーム
【延期実施】NEALリーダー研修

問い合わせ先

0957-25-9111

受付時間 : 8:30 ~ 17:15

【主催】国立諫早青少年自然の家
〒859-0307
長崎県諫早市白木峰町1109-1
E-mail : isahaya-sen@niye.go.jp

～この事業ってなに？～

子供の頃の体験が減少している今、体験活動の機会を意識的に提供する必要があります。
そのような中、専門的な知識と技術をもって体験活動の普及や振興に貢献する指導者を養成するため、「全国体験活動指導者認定制度」が官民協働で創設されました。
この度、国立諫早青少年自然の家において、自然体験活動指導者（NEALリーダー）の資格取得に必要な講習会（概論Ⅰ）を開催することとなりました。
ぜひこの機会に、さらなるスキルアップとネットワークの拡大を図りましょう！

～これまでの受講者の声！～

- 参加者の体験をベースに知識・技術を習得させてくれるので、知識や技術が身に付きやすい。
- 体験活動の重要性を自身の体験をもって学ぶことができた。
- 講師やスタッフからの学びだけでなく、受講者同士での教えあう学びも有効だと気付いた。
- 活動量が多いので参加者間での仲の深まり方がすごく、新たな人脈ができた。

期 日 令和3年12月26日(日) ～ 28日(火) 2泊3日

会 場 国立諫早青少年自然の家 キャンプ村（長崎県諫早市白木峰町1109-1）

対 象 満18歳以上の者 20名

参 加 費 3,000円（食費5食分、シーツ等洗濯料、傷害保険料、教材費）

プログラム

12月26日(日)	12月27日(月)	12月28日(火)
<第1部> 10:00 受付・開講式 10:30 ガイダンス① 10:50 講義・実習「自然体験活動の技術①」 12:30 昼食（参加者持参） 13:30 講義・実習「自然体験活動の技術②③」 16:40 夕食（弁当） 18:00 講義「青少年教育における体験活動」 20:00 入浴（シャワー）	7:30 朝食（パン食） 9:00 講義・実習「自然体験活動の安全管理」 12:10 昼食（弁当） <第2部> 13:00 講義・実習「自然体験活動の特質」 16:00 講義・実習「自然体験活動の技術④」 17:40 夕食（野外炊事カレー） 18:20 講義「自然体験活動の指導」 20:00 入浴（シャワー）	7:00 朝食（パン食） 片づけ 9:30 講義「対象者理解」 11:00 ガイダンス② 12:00 修了試験 12:40 閉講式

- ※ 「自然体験活動の技術」の実習では、野外炊事・テント泊等の野外活動を予定しています。
- ※ 法人ボランティアは第2部のみ受講することで、概論Ⅰの全カリキュラムの修了が可能です。
- ※ 日程は天候や新型コロナウイルス感染症の状況により変更になる場合があります。

講 師

渡辺 直史 氏 (プラムネット株式会社アウトドア共育事業部統括リーダー)	自然体験活動の安全管理
野口 美砂子 (NPO 法人インフィニティー 理事長)	対象者理解
杉谷 卓也 (佐賀県北山少年自然の家 指導課主任)	自然体験活動の技術④
諫早自然の家 職員	上記以外の講義・実習・説明

申 込 方 法

- 募集期間中に表面のQRコードを読み込み、申込専用ページ（web）からお申し込みください。
- 表面のQRコードを読み込めない場合は、当所ホームページのイベント情報欄にある「自然体験活動指導者（NEALリーダー）養成事業」からお申し込みください。

参加決定方法

- 応募者多数の場合は抽選決定とします。
- 応募者数が期限までに満たない場合は、期限が過ぎても募集します。
- 募集期間終了後の申込希望につきましては、当所までお電話ください。
- 参加が決定した方には、後日、詳しい案内を送付します。

個人情報の取扱いについて

個人情報は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という）が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基づき適切に管理し、この事業に関する事務のみに使用し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。
また、本事業で職員等が撮影した写真や映像、制作物、感想文等の著作物を、当機構の広報等に使用する目的で、報告書や刊行物、インターネット（ソーシャルメディアサービスを含む）等に掲載することがあります。また、新聞社、雑誌社等が発行する刊行物に記事、写真を掲載することもあります。
なお、当機構がインターネット上に公開した肖像及び著作物について、本人（又は保護者）から削除依頼を受けた場合は速やかに削除します。ただし、印刷物等については対応できかねますのでご了承ください。